

## 県内初！弁護士会と高齢者の権利擁護体制を構築

－ 県弁護士会が地域包括支援センターの相談業務をサポートします －

近年、高齢者の身近な相談窓口である燕市地域包括支援センターでは、法的知識を要する相談内容が増えています。そこで、燕市では高齢者の権利を守る専門的な相談支援体制を構築するため、県内で初めて新潟県弁護士会と法律相談業務の委託契約を締結します。本事業では、弁護士と燕市地域包括支援センターが定期的に事例検討等を行うことで、高齢者の抱える問題の早期解決を図るとともに、地域包括支援センターにおける相談業務のスキルアップにつなげます。

### 【「高齢者の権利擁護アドバイザー事業」の概要】

新潟県弁護士会と県内で初めて「地域包括支援センター訪問法律相談事業業務委託契約」を4月に締結します。

- 1.事業の流れ：・ 弁護士が2か月に1回、市内4か所の燕市地域包括支援センターを訪問。 ※各センターを年6回程度訪問します。
- ・ 燕市地域包括支援センターで実際に受けた相談の中から、法的支援が必要な案件について一緒に検討し、アドバイス等をもらう。
  - ・ アドバイス等を踏まえ、個別の支援を行う。

### 【イメージ】



- 2.相談内容：法律の専門知識が必要となるもの。

例) 財産管理契約の締結、不動産の処分、自己破産、遺産処理、消費者被害対応、成年後見制度、高齢者虐待 等。

本件についてのお問い合わせ先  
健康福祉部 長寿福祉課：小田嶋  
電話：0256-77-8157（直通）